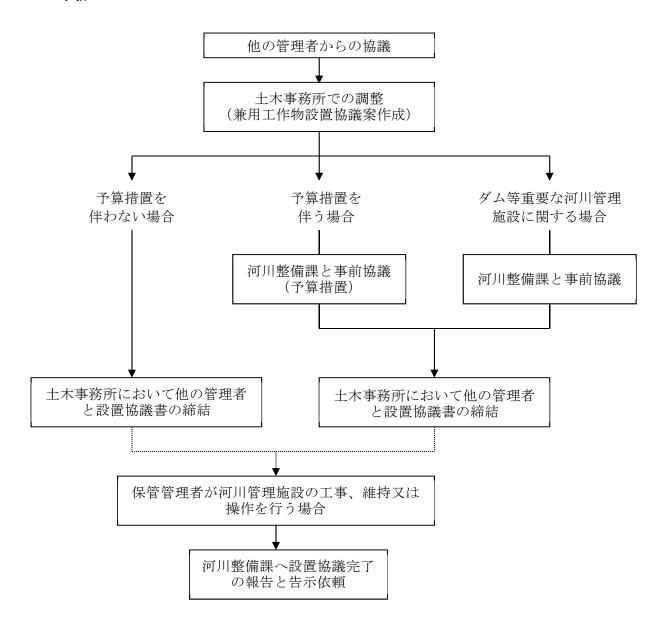
第8章 兼用工作物

第1節 兼用工作物の設置協議

1 事務フロー



※告示案文は「堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について」(昭和 49 年 4 月 15 日付 建河政発第 4 0 号)を参考にしてください(第 2 節の 2 に添付)。

2 河川整備課との事前協議等について

河川整備課との事前協議並びに設置協議完了の報告及び告示依頼については、次の例を 参考にして下さい。

(協議文案)

第 号

令和 年 月 日

県土整備部土木局河川整備課長 様

○○県民局長

(〇〇土木事務所)

兼用工作物の設置協議に係る事前協議について

○○管理者から河川法第17条の規定に基づき兼用工作物の設置協議がありましたので、 設置協議案を付して協議します。

記

1 河川名

○級河川 ○ ○ 川

2 兼用となる公共物の名称及び管理者

国道○○号

管理者 国土交通省近畿地方整備局長

3 審査意見

(報告及び告示依頼文案)

第 号

令和 年 月 日

県土整備部土木局河川整備課長 様

○○県民局長

(○○土木事務所)

兼用工作物の設置協議書の締結の報告 及び告示依頼の依頼について

令和 年 月 日付け 第 号で事前協議を行いました兼用工作物の設置に関する協議については、設置協議書の締結が完了しましたので報告します。 ついては、別添告示案のとおり告示手続きをお願いします。

※ 告示案は「2 堤防と道路の兼用工作物管理協定の公示について (S49.4.15 建河政発 第40号)」を参照

第2節 兼用工作物の管理について

河川法第17条、道路法第20条、都市公園法第5条の2、下水道法第15条、港湾法第43条の2等、公物管理法には他の公物と相互に公用を兼ねる場合に、協議により管理、工事・維持、操作の方法を定めることができる旨の規定を設けています。

河川では、まず、他の公物管理者を河川法上の存在とすべく、河川法第24・第26条等 の許可を前提とします。

逆に、河川管理施設を、既に他の公物管理者の存する範囲内に設置する場合、当然に他の 公物管理者の管理法による手続きが必要となります。(兼用工作物でない場合も同じ。)

公物管理権の調整の際には、どちらの法律が先にその土地・施設を管理してきたかが問題となりますが、これは、河川との兼用工作物のケースが最も多い道路との場合に則していえば、河川指定と道路認定の早い方がその施設の本来の管理者であるということとなります。問題となる場所が河川法により管理されてきたのはいつからなのか、河川指定、河川区域指定、河川工事の経歴等の調査が字限図調査以外にも必要となります。(道路では、国道以外は、道路法施行法第5条の規定により、新道路法施行日である昭和27年6月10日以前には、その地盤を構成する国有地の管理権を遡って主張することはできない。)

堤防と道路の兼用管理については、以下の準則を参考としてください。

1 堤防と道路との兼用工作物管理協定(準則)について

(昭和47年6月19日 建河政発第57号、建道政発第49号)

堤防と道路との兼用工作物(以下「兼用工作物」という。)について、別添のとおり兼用工作物管理協定(準則)(以下「準則協定」という。)を定めたので、河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項および第66条ならびに道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項本文および第55条1項の規定に基づく協議を行なう場合には、次の事項に留意のうえ、準則協定に準拠して管理協定を締結し、兼用工作物の管理の適正を図られたい。

なお、各都道府県にあっては、管下の準用河川および市町村道の管理者にもこの旨連絡 願いたい。

記

1 準則協定の性格

準則協定は、一般的または標準的な兼用工作物を想定して定められているので、管理協定の締結に際しては、それぞれの兼用工作物の構造上の特性、慣行等を考慮し、合理的な範囲内で準則協定と異なる内容の管理協定を締結することとして支障がない。

2 兼用工作物の範囲等

(1) 準則協定別図(3)は、兼用工作物の構造上の区分に応じ、一般的または標準的な兼用工作物の範囲を図示しているが、それぞれの兼用工作物の構造上の特性等を考慮し、合理的な範囲内で同図に図示する範囲と異なる範囲を兼用工作物の範囲として定めることとして支障がない。

(2) 準則協定第3条第1項本文に規定する道路専用施設の範囲については、管理協定別図等において明確に定め、兼用工作物の管理責任の明確化を図るものとすること。

なお、準則協定別図(3)は、兼用工作物の構造上の区分に応じ、兼用工作物のうち、 道路管理者が築造した部分を図示しており、一般的にはこの部分が道路専用施設とな る場合が多いと考えられるが、当該部分が堤防の計画(定規)断面内にあり、堤防の 管理上も特に必要がある場合には、河川管理者と道路管理者とが協議して、合理的な 範囲内で道路専用施設から除外することとして支障がない。

3 兼用工作物の管理

- (1) 準則協定第3条第1項ただし書に規定する「路肩に接する法面」には、特殊堤または 堤防管理用通路に接する法面が含まれないが、路肩が堤防上の平面に接する場合にお ける当該平面については、これに含まれるものとする運用を行なうこと。
- (2) 準則協定第3条第2項ただし書については、それぞれの災害に対する堤防または道路 の復旧の緊急度に応じて災害復旧を行なう者を定めるものとする等の運用を行なう こと。

4 協議

- (1) 準則協定第4条第1項第1号に規定する「兼用工作物の管理上重要な」維持または修繕とは、相当広範囲な舗装の打換え、オーバーレイもしくは注入または路床土の取換え等をいうものであり、道路の附属物の小破修繕もしくは塗装、舗装の目地もしくはクラックの填充、応急処理、除草または清掃等については、それぞれ同号の規定による協議を要しないものである。
- (2) 準則協定第4条第3項の規定による包括協議については、兼用工作物に関する工事の 年間計画書、標準設計書等に基づいて行なう等の方法により、事務の能率的な処理に 資するように配慮すること。

5 占用料

準則協定第5条は、河川管理者および道路管理者以外の者の行為が河川法第24条に 規定する土地の占用および道路法第32条第1項または第3項に規定する道路の占用の いずれにも該当する場合には、占用料を重複して徴収することを避ける趣旨で設けられ たものであるので、各都道府県にあっては、兼用工作物に係る河川法第24条に規定す る土地の占用で、道路専用施設に係るものについては、河川法第32条第1項の規定に よる占用料を徴収しないものとする取扱いを講ずるように配意すること。

6 兼用工作物の管理に要する費用

準則協定第6条ただし書の運用については、別途河川局および道路局において工事原因者が費用の一部または全部を負担するものとする方向で協議中であり、協議の成立をまって指示する予定である。

なお、同条ただし書の規定に該当する工事としては、道路の拡幅工事により必要を生じた堤防の腹付け工事または堤防の崇上げ工事もしくは堤防管理用通路の設置により必要を生じた道路の移設工事等がある。

7 その他

- (1) 準則協定末尾の記名部分において、道路が指定区間外の国道である場合における道路 管理者を地方建設局長等との連名とすることとしているのは、指定区間外の国道の新 設または改築については原則として地方建設局長等が行なうものとされていること によるものであり、したがって準則協定第3条第1項等の道路管理者は、指定区間外 の国道の新設(道路の附属物に係るものに限る。)または改築に関しては、原則として 地方建設局長等となるものである。
- (2) 管理協定の締結は、現在すでに兼用工作物となっているものについてはすみやかに行ない、将来新たに兼用工作物となるものについては河川法第24条、第26条、第27条第1項本文もしくは第95条または道路法第35条前段の規定による許可等の所要の手続きを行なった後に行なうものとすること。

(別添)

※(1)

堤防と道路との兼用工作物管理協定(準則)

(目的)

第1条 この協定は、兼用工作物について河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項及び第66条並びに道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項本文及び第55条第1項の規定に基づき、その管理方法及び管理に要する費用の負担に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(兼用工作物の範囲等)

- 第2条 この協定の対象となる兼用工作物は、○○地先から○○地 先までの間において、○○川水系○○川の○岸堤防と○○道○○ 線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分とす る。
- 2 兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。 (兼用工作物の管理)
- 第3条 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)改築、維持又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行なうものとする。ただし、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行なうものとする。

※(1)

この<mark>部</mark>分は、「○○ 川○岸堤防と○○ 道○○線との兼用 工作物管理協定」 とする。

- 2 兼用工作物の災害復旧(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担 法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事 業(同法第2条第3項において災害復旧事業とみなされるものを 含む。)をいう。)は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当 該各号に掲げる者が行なうものとする。ただし、第1号又は第2 号に掲げる場合においても、特に緊急に災害復旧を行なう等の必 要があるときは、その都度協議して定めるところにより、河川管 理者又は道路管理者がこれを行なうものとする。
 - 一 災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合…道路管理者
 - 二 災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 …河川管理者
 - 三 前2号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定める ところにより、河川管理者又は道路管理者
- 3 前2項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行なうものとする。ただし、河川管理者は、道路専用施設については河川法第18条又は第67条の規定による権限を行使しないものとし、道路管理者は、当該施設以外の部分については道路法第22条第1項又は第58条第1項の規定による権限を行使しないものとする。

(協議等)

- 第4条 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物の管理を行なう場合においては、緊急やむを得ない事情があって協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても、同様とする。
 - 一 兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧(維持 又は修繕にあっては兼用工作物の管理上重要なものに限り、 災害復旧にあっては前条第2項の規定による協議に係るもの を除く。)
 - 二 兼用工作物に係る河川法第18条、第20条本文、第24条、第26条、第27条第1項本文、第31条第2項、第67条、第75条、第90条第1項若しくは第95条又は道路法第22条第1項、第24条本文、第32条第1項若しくは第3項、第34条前段、第35条前段、第37条第1項、第40条第2項、第46条第1項、第58条第1項、第71条第1項若しくは第2項若しくは第87条第1項の規定による権限の行使。

- 2 河川管理者又は道路管理者は、前条第2項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物の管理を行なった場合においては、それ ぞれ道路管理者又は河川管理者に通知するものとする。前項の規 定により緊急やむを得ない事情があって協議することができなか った兼用工作物の管理を行なった場合においても、同様とする。
- 3 河川管理者又は道路管理者は、第1項各号に掲げる兼用工作物 の管理で、兼用工作物の管理上定型的なものについては、同項の 規定による協議又は前項の規定による通知を包括して行なうこと ができる。
- 4 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により道路管理者が 行なうものとされている兼用工作物の管理で、堤防の管理上特に 必要があると認められるもの又は同条の規定により河川管理者が 行なうものとされている兼用工作物の管理で、道路の管理上特に 必要があると認められるものについて、それぞれ道路管理者又は 河川管理者に対し、適時かつ適切にこれらを行なうように要請す ることができる。

(道路の占用料)

第5条 道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、もっぱら 道路専用施設以外の部分に係るものについては、道路法第39条 第1項本文の規定による占用料を徴収しないものとする。

(兼用工作物の管理に要する費用)

- 第6条 兼用工作物の管理に要する費用は、第3条の規定により河川管理者が行なう兼用工作物の管理に要するものについては河川法第59条の規定により堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第3条の規定により道路管理者が行なう兼用工作物の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。
 - 一 河川管理者が道路専用施設以外の部分について行なう工事 で、道路管理者が行う工事又は行為により必要を生じたもの。
 - ニ 道路管理者が道路専用施設について行なう工事で、河川管理者が行なう工事又は行為により必要を生じたもの。

(雑則)

- 第7条 兼用工作物の管理の方法又は管理に要する費用の負担で、 第3条から前条までの規定によることが適当でないと認められる ものについては、その都度河川管理者と道路管理者とが協議する ものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項に ついても、同様とする。
- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、河川管理 者と道路管理者とが協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和○○年○○月○○日から実施する。

%(2)

この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ1通 を保有する。

昭和○○年○○月○○日

河川管理者 ○○○○ 印

%(3)

道路管理者 ○○○○ 印

X(2)

この部分は、道路 が指定区間外の国 道である場合に は、「3通」とす る。

X(3)

この部分は、道路 が指定区間外の国 道である場合に は、地方建設局長 等との連名とす る。

 $\times 4$

この図は、縮尺5 万分の1程度の平 面図とする。

%(5)

この図は、縮尺 2,500分の1程度 の平面図とする。

%6

この図は、縮尺縦 100分の1程度、 横200分の1程度 の断面図とする。

別図

*****4

(1) 位置図

省略

X(5)

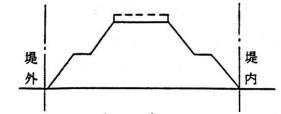
(2) <u>実測平面図</u>

省略

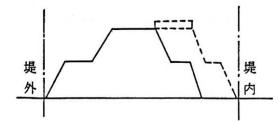
%6

(3) 標準断面図

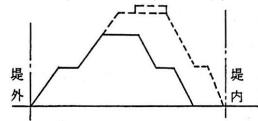
イ ○○地先から○○地先までの間



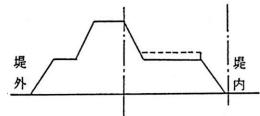
ロ ○○地先から○○地先までの間



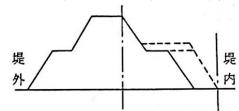
ハ ○○地先から○○地先までの間



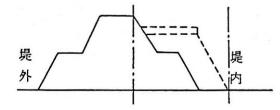
ニ ○○地先から○○地先までの間



ホ ○○地先から○○地先までの間



へ ○○地先から○○地先までの間



(ロ) ----の部分は、道路管理者が築造した部分であることを示す。

く堤防と道路との兼用工作物管理協定(準則)についての解説>

- 1 この準則協定は、兼用工作物の管理の適正化を期するため、河川法による河川の堤防と 道路法による道路の兼用工作物として管理しているもの及び実態上兼用工作物であるもの の改築、維持、災害復旧及びその他の管理方法及び費用負担を定めるもので、新設について は、別途費用負担のアロケーション、堤防に道路を占用させる基準を検討のうえ定める予 定である。
- 2 準則協定は、一般的又は標準的な兼用工作物を想定して定められているので管理協定の 締結に際しては、それぞれの兼用工作物の構造上の特性、慣行等を考慮し、合理的な範囲内 で準則協定と異なる内容の管理協定を締結することとして支障がない。

遂条解説

(目的)

- 第1条 この協定は、兼用工作物について河川法(昭和39年法律第167号)第17条 第1項及び第66条並びに道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項本文及 び第55条第1項の規定に基づき、その管理の方法及び管理に要する費用の負担に関 し必要な事項を定めることを目的とする。
- 1 本文はこの協定の目的を定めたものである。

(兼用工作物の範囲等)

- 第2条 この協定の対象となる兼用工作物は、○○地先から○○地先までの間において、 ○○川水系○○川の○岸堤防と○○道○○線とが相互に効用を兼ねるもの又は相互に 効用を兼ねる部分とする。
- 2 兼用工作物の位置及び範囲は、別図のとおりとする。
- 1 本条は、この協定を適用する兼用工作物の概念及び範囲を規定したものである。
- 2 この協定は、堤防と道路との兼用工作物についての管理の基準を定めたものである。 したがって、堤防以外の河川管理施設と道路の兼用については、協定の対象としていな いが、堤防と一体として管理している水門等の管理橋は、この協定に含めてさしつかえ ない。
- 3 堤防と道路とが「相互に効用を兼ねるもの又は相互に効用を兼ねる部分」と規定しているのは、兼用工作物は、本来相互に効用を兼ねる施設全体としてとらえるべきであるが、管理に関する規定の繁雑化をさけるため便宜上「効用を兼ねる部分」と部分兼用の概念を認めたものである。施設全体の兼用と部分兼用との区分は、道路がその一部であっても堤防の天端に係るものは施設全体を兼用工作物とし、小段に係るものは天端又は道路より上にある小段の堤内側の定規断面外3又は5メートルまでの範囲を相互に効用を兼ねる部分とする。なお、最下小段以下の法面のみに係るものは占用として取扱う。

4 兼用工作物に係る道路が国道の場合、道路法第20条第1項が同法第12条を含めていないため兼用工作物の範囲は、また道路区域の範囲となり兼用工作物の改築は道路管理者の権限と解され得るが、この協定において兼用工作物の改築については、第3条第1項又は第7条第1項の規定に基づく協議により河川管理者が改築を行う部分以外の部分を兼用工作物とみなすことと解して、河川管理者による堤防及び道路の改築の途を開いている。

(兼用工作物の管理)

- 第3条 兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。)、改築、維持 又は修繕は、道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物そ の他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)については 道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行なうものとする。ただ し、路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものにつ いては、道路管理者が維持を行なうものとする。
- 2 兼用工作物の災害復旧〔公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律 第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業(同法第2条第3項において災害復 旧事業とみなされるものを含む)をいう。以下同じ。)〕は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に掲げる者が行なうものとする。ただし、第1号又は第2号 に掲げる場合において、特に緊急に災害復旧を行なう等の必要があるときは、その都 度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者がこれを行なうものとす る。
 - 一 災害復旧がもっぱら道路専用施設に係る場合 道路管理者
 - 二 災害復旧がもっぱら道路専用施設以外の部分に係る場合 河川管理者
 - 三 前二号に掲げる場合以外の場合 その都度協議して定めるところにより、河川管理者又は道路管理者
- 3 前二項の規定によるほか、河川法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は河川管理者が、道路法又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理は道路管理者が行なうものとする。ただし、河川管理者は、道路専用施設については河川法第18条又は第67条の規定による権限を行使しないものとし、道路管理者は、当該施設以外の部分については道路法第22条第1項又は第58条第1項の規定による権限を行使しないものとする。
- 1 本条は、兼用工作物の管理をその様態により、改築、維持又は修繕、災害復旧及びその 他の河川法又は道路法の権限の行使とに分け、河川管理者又は道路管理者の管理区分を 定めたものである。
- 2 「兼用工作物の新設(道路の附属物に係るものに限る。)」とは、道路法上道路本体と道路の附属物とは別概念であるため、道路の改築に伴う道路の附属物の新規の設置が、道路法上改築と観念し得ないので、兼用工作物としてカッコ書きで道路の附属物に限定したものであり、本協定は原則として兼用工作物の新設について規定するものではない。

- 3 「道路専用施設」とは、兼用工作物のうち堤防の定規断面外の分部にあって道路管理者が設置した施設又は工作物を指す。堤防が暫定断面で施行されている場合には、定規断面に道路専用施設が存することとなるが、この場合定規断面内にある土盛部分の施設を河川管理者と道路管理者とが協議のうえ道路専用施設から除外して河川管理者が管理してさしつかえない。ただし、道路専用施設から除外された部分の管理の費用が河川管理者の負担となるので以後の管理を考慮のうえ道路専用施設から除外する部分を定める必要がある。
- 4 「道路管理者」とは、道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者以外に同法第 1 2 条の河川による国道の新設又は改築を行う建設大臣及び同法第 1 3 条第 2 項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行なう都道府県知事又は指定市の長等を含むものであり、「河川管理者」とは、一級河川の指定区間にあっては、河川法第 7 条に規定する河川管理者ではなく都道府県知事である。なお、道路管理者又は河川管理者が建設大臣の場合は、道路法第 9 7 条の 2 又は河川法第 9 8 条の規定に基づき地方建設局長が管理について委任を受けているので、この協定においては、地方建設局長が道路管理者及び河川管理者となる。
- 5 「路肩に接する法面」とは、特殊堤又は堤防管理用通路に接する法面を含まない趣旨で 規定したが、路肩が堤防上の平面に接している場合及び堤防が地形上平面で堤内側盤に 接している場合における当該平面は、これを含めるものとする。
- 6 「路肩から法長1メートル」とは、法面の維持を道路管理者に行なわせる標準を示すも のであって、法面の維持の方法等により合理的な範囲で異なる法長を定めても支障がな いのみならず協議のうえ期間を定めて定互に法面の維持を行なうこともかまわない。
- 7 第2項ただし書の協議は、それぞれの災害に対する堤防又は道路の緊急度に応じて災害復旧を行なう者を定めるものとする。
- 8 第2項第3号の協議は、災害の復旧により復旧される効用の大なるものの管理者が災害復旧を行なうように定める。

(協議等)

- 第4条 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により次の各号に掲げる兼用工作物 の管理を行なう場合においては、緊急やむを得ない事情があって協議することができ ないときを除き、あらかじめそれぞれ道路管理者又は河川管理者と協議するものとする。協議した事項を変更する場合においても同様とする。
 - 一 兼用工作物の新設、改築、維持、修繕又は災害復旧(維持又は修繕にあたっては 兼用工作物の管理上重要なものに限り、災害復旧にあっては前条第2項の規定によ る協議に係るものを除く。)
 - 二 兼用工作物に係る河川法第 18 条、第 20 条本文、第 24 条、第 26 条、第 2 7 条第 1 項本文、第 31 条第 2 項、第 67 条、第 75 条、第 90 条第 1 項若しくは第 95 条又 は道路法第 22 条第 1 項、第 24 条本文、第 32 条第 1 項若しくは第 3 項、第 34 条前 段、第 35 条前段、第 37 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 46 条第 1 項、第 58 条第 1 項、第 71 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 87 条第 1 項の規定による権限の行使

- 2 河川管理者又は道路管理者は、前条第2項又は前項の規定による協議に係る兼用工作物 の管理を行なった場合においては、それぞれ道路管理者又は河川管理者に通知するものと する。前項の規定により緊急やむを得ない事情があって協議することができなかった兼用 工作物の管理を行なった場合においても同様とする。
- 3 河川管理者又は道路管理者は、第1項各号に掲げる兼用工作物の管理で、兼用工作物の 管理上定型的なものについては、同項の規定による協議又は前項の規定による通知を包括 して行なうことができる。
- 4 河川管理者又は道路管理者は、前条の規定により道路管理者が行なうものとされている 兼用工作物の管理で堤防の管理上特に必要があると認められるもの又は同条の規定により 河川管理者が行なうものとされている兼用工作物の管理で、道路の管理上特に必要がある と認められるものについて、それぞれ道路管理者又は河川管理者に対し、適時かつ適切に これらを行なうよう要請することができる。
- 1 本条は、河川管理者又は道路管理者が兼用工作物の管理を行なう場合において、相互 に事前に協議し、かつ協議に係る管理を行なった後に通知すべきこと及びその事項、定 型的なものの処理並びに相互の管理に関する要請を規定したものである。
- 2 「維持又は修繕にあっては兼用工作物の管理上重要なものに限り」とは、道路管理者が 行なう相当広範囲な舗装の打換え、オーバーレイ若しくは注入又は路床上の取換え等を いう。道路の附属物の小破修繕若しくは塗装、舗装の目地若しくはクラックの填充、応急 処理、除草又は清掃等は管理上重要なものには該当しない。なお河川管理者が行なう兼 用工作物の除草、清掃、芝の張り替え等はもとよりその他の維持又は修繕についても原 則として管理上重要なものに該当しない。
- 3 第1項第2号に掲げる権限の行使は、第三者に係るものである。兼用工作物の改築に伴い新たに兼用工作物の範囲が従来河川管理者又は道路管理者の一方のみが管理していた区域に係る場合は、河川法第24条(土地の占用の許可)、第26条(工作物の新築等の許可)及び第27条(土地の掘さく等の許可)又は道路法第26条(土地の占用)の許可を必要とする。ただし、従来の兼用工作物の範囲内において道路の附属物を新設する場合又は兼用工作物の改築を行なう場合には第1号の協議のみで足りる。
- 4 「兼用工作物の管理上定型的なもの」とは、維持若しくは修繕及び第1項第2号に掲げる権限の行使などであって、維持及び修繕では年間計画書、標準設計書等に基づいて行ない、その他については一定期間のものをまとめて一括して提出することにより行なう。
- 5 第4項は、兼用工作物の管理上相互に相手方の権限及びこの協定に基づく義務の履行を必要とする場合、相手方に対して要請することができる旨を定めたものであるが、この規定を置いた意義は、むしろ要請を受けた者は、客観的に必要があると認められる場合には要請に応じて処置する義務のあることを定めたものである。

(道路の占用料)

- 第5条 道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、もっぱら道路専用施設以外の 部分に係るものについては、道路法第39条第1項本文の規定による占用料を徴収し ないものとする。
- 1 本条は、兼用工作物の占用料の徴収区分を定めた規定である。
- 2 本条において(道路の占用料)として、河川法第32条第1項の占用料について規定しなかったのは、道路の占用料の徴収は道路管理者の権限であるが河川の占用料の徴収は河川管理者の権限ではなく、都道府県知事に徴収権限があるため、河川管理者は協議によって決定しえないので道路の占用料についてのみ規定を設けたものである。

河川管理者は、都道府県知事に対して道路専用施設に係るものについては占用料を徴収しないものとする取扱いを講ずるよう要請するものとする。なお、道路専用施設は立体的に観念するものである。

(兼用工作物の管理に要する費用)

- 第6条 兼用工作物の管理に要する費用は、第3条の規定により河川管理者が行なう兼用工作物の管理に要するものについては河川法第59条の規定により堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、第3条の規定により道路管理者が行なう兼用工作物の管理に要するものについては道路法第49条の規定により道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。ただし、次の各号に掲げる兼用工作物に関する工事に要する費用の負担については、その都度河川管理者と道路管理者とが協議するものとする。
 - 一 河川管理者が道路専用施設以外の部分について行なう工事で道路管理者が行な う工事又は行為により必要を生じたもの
 - 二 道路管理者が道路専用施設について行なう工事で、河川管理者が行なう工事又 は行為により必要を生じたもの
- 1 本条は、兼用工作物の管理に要する費用の方法及び費用負担者を定めたものである。
- 2 本文前段は、費用負担の原則を定めたものであるが、第7条の規定による協議により 第3条の規定による管理区分と異なる定めを行なった場合においても第3条の規定によ る管理区分に従って費用負担を定める。ただし、法面の維持についてはその限りではな い。
- 3 改築の費用負担については、その都度協議するものとしているが、河川局及び道路局において工事原因者が費用の一部又は全部を負担するものとする方向で検討中であるが、河川局では原因者が自己の管理区分の改築に要する費用の全部と、他の管理者の管理区分の改築に要する費用の二分の一を負担することとし、他の管理者が市町村(指定市を除く。)である場合は、その財政事情を勘案して原因者が全額負担することができるとする案を主張し、道路局もおおむねこの主張に添って検討している。

(雑 則)

- 第7条 兼用工作物の管理方法又は管理に要する費用の負担で、第3条から前条までの 規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度河川管理者と道 路管理者とが協議するものとする。この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項 についても、同様とする。
- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、河川管理者と道路管理者とが協議して定めるものとする。
- 1 本条は、協定全般にわたり管理の方法を協議により合理的な範囲内で協定と異なる定めができること、疑義を生じた場合には積極的に協議すべきこと及び細目的事項については協議して定めるべきことを規定したものである。
- 2 改築等で道路専用施設と道路専用施設以外の部分との盛土工事を一体として施行する 必要がある場合には第1項の規定に基づき協議して施行者を定めるべきである。
- 3 第2項は、この協定の実施に伴う細目協定を協定当事者が従来の慣行等に従って独自に定められるよう各河川管理者と道路管理者の協議に委ねたものであり、第3条第1項ただし書の維持の基準、第3条第2項、第4条第1項及び第3項、第6条及び第7条第1項の協議の方法、第4条第2項及び第3項の通知の方法、河川法第17条第2項及び道路法第20条第6項の公示の方法、その他について細目協定を定めるものとする。なお河川管理者が兼用工作物の管理協定を公示する場合の方法については河川法施行規則第8条において定められているが、河川管理者及び道路管理者が国又は同一地方公共団体の場合は連名で一つの公示により、異なる場合はおのおのの公示方法により同時に行なうべきである。

2 堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について

(昭和49年4月15日 建河政発日 第40号)

堤防と道路との兼用工作物の管理協定については、「堤防と道路との兼用工作物管理協定 (準則)について」(昭和47年6月19日付け建設省河政発第57号,建設省道政発第49号)により通達されたところであるが、当該協定の締結に伴う河川法第17条第2項の規定に基づく公示は、下記の事項を留意のうえ、行うこととされたい。

記

1 公示は、別記様式第1の例により行うこと。

ただし、一の道路管理者と同一日付けで2以上の箇所の堤防について協定を実施する場合の公示については、別記様式第2の例により、2以上の道路管理者と同一日付けで2以上の箇所の堤防について協定を実施する場合の公示については、別記様式第3の例により、それぞれ行うこと。

- 2 公示をしようとするときは、河川局水政課を経由して、官報報告主任(建設大臣官房文書課長)にその手続をとることを要請するとともに、次に掲げる図書各1部を河川局水政課に送付すること。なお、官報の掲載原稿は4部送付すること。
 - (1) 位置図 (5万分の1程度)、平面図 (2500分の1程度) 及び標準断面図 (縦100分の1程度 (2500分の1程度) 程度横200分の1程度)
 - (2) 兼用工作物管理協定書及び同細目書(写)
 - (3) その他参考事項

(別記様式第1)

○○地方建設局公示

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、○○地方建設局及び同局○○工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和 年 月 日

○○地方建設局長 ○ ○ ○ ○

1 河川の名称

〇〇川水系〇〇川

2 河川管理施設の名称又は種類

左(右)岸堤防

3 河川管理施設の位置

○○県○○郡○○町大字○○字○○○番地先から○○県○○郡○○町大字○○字○○○番地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

5 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路 の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係わるも のに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長〇〇メートルまでの範囲内にあるものについ ての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

昭和 年 月 日から道路の存続する日まで

(注) 6の始期は、協定実施の日とする。

(別記様式第2)

○○地方建設局公示

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。 その関係図書は、○○地方建設局及び同局管轄工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和 年 月 日

○○地方建設局長○○○○○

1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄工事 事 務 所	
〇〇川水系〇〇川	左(右)岸堤防	○○県○○郡○○町大字○ ○字○○○○番地先から○ ○県○○郡○○町大字○○ 字○○○○番地先まで	○○工事事務所	
○○川水系○○川	左(右)岸堤防	○○県○○郡○○町大字○ ○字○○○番地先から○ ○県○○郡○○町大字○○ 字○○○○番地先まで	○○工事事務所	

2 管理を行う者の氏名及び住所

氏 名 道路管理者 〇 〇 〇

住 所

- 3 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長〇〇メートルまでの範囲内にあるものについ ての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 管理の期間

昭和 年 月 日から道路の存続する日まで

- (注) 1 1のうち管轄工事事務所が同一の場合は、同欄を省略するとともに、公示文中 「同局管轄工事事務所」を「同局○○工事事務所」として当該管轄工事事務所名を 記載すること。
 - 2 4の始期は、協定実施の日とする。

(別記様式第3)

○○地方建設局公示

河川法(昭和39年度法律第167号)第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。 その関係図書は、〇〇地方建設局及び同局管轄工事事務所に備え置いて縦覧に供する。

○○地方建設局長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の 氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄工事事務所	管理を行う者の 氏名及び住所
〇〇川水系 〇〇川	左(右)岸堤防	○○県○○郡○○町大字○○字○○○番地 先から○○県○○郡○ ○町大字○○字○○○ ○番地先まで	○○工事事務所	氏名 道路管理者 〇〇〇〇
〇〇川水系 〇〇川	左(右)岸堤防	○○県○○郡○○町大 字○○字○○○番地 先から○○県○○郡○ ○町大字○○字○○○ ○番地先まで	○○工事 事務所	氏名 道路管理者 〇〇〇〇 住所

2管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面・路盤の部分を含む。)、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長〇〇メートルまでの範囲内にあるものについ ての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

昭和 年 月 日から道路の存続する日まで

- (注) 1 1のうち管轄工事事務所が同一の場合は、同欄を省略するとともに、公示文中「同局管轄工事事務所」を「同局○○工事事務所」として当該管轄工事事務所名を記載すること。
 - 2 3の始期は、協定実施の日とする。